

事業譲渡契約書

Sample

株式会社〇〇〇〇

株式会社△△△△

事業譲渡契約書

譲渡人株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という。)と譲受人株式会社△△△△(以下「乙」という。)
は、甲から乙への事業譲渡につき以下のとおり合意する。

第1条(営業権及び資産の譲渡)

- 1 甲は、本日、本契約に定めるところに従い、東京都〇〇〇〇△△△△□□□(以下「××××」
という)に関する事業(別紙財産目録記載の資産を含む。以下併せて「本事業」という。)
を乙に譲渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。
- 2 甲は、平成〇〇年〇〇月〇〇日(以下「引継日」という)、本事業譲渡の対価全額と引き換え
に、別紙財産目録記載の資産及び本事業譲渡の対価に対する領収書を乙に引渡し、当該引渡
しの時点で本事業の譲渡は完了するものとする。
- 3 甲は、株式会社□□××との間で締結した平成△△年△△月△△日付「店舗賃貸借契約」上
の地位を乙へ引き継ぐことを確約する。
- 4 甲は、甲が本事業の正当かつ適法な権利者であり、本事業につき質権等の担保権その他の法
的制約がついていないことその他本事業の譲渡を阻害する事由が存在しないことを乙に保証す
る。
- 5 乙は、××××の役員及び社員、パートは引継日以降乙が承継するものとし、本事業譲渡後も
引き続き××××において勤務させる。ただし、雇用契約については、別途各被用者と乙との
間で協議し、改めて締結するものとする。

第2条(譲渡価額)

- 1 本事業譲渡の代金は、1,000,000,000円とする(消費税を含む。)。乙は、譲渡代金のうち500,00
0,000円を本日、残額500,000,000円を引継日までに、甲の指定する金融機関へ振り込む方法に
て支払うものとする。
- 2 引継日に本条第1項記載の譲渡代金全額が支払われることにより、本事業に係る甲の全ての権
利、権限及び地位が乙に譲渡され、移転するものとする。
- 3 本契約締結日から引継日までの間に、天災地変、本事業に関する重大な法令違反行為又は甲
若しくは乙の故意・重過失により、本事業価値が著しい下落等生じた場合には、甲及び乙は、本
条第1項記載の譲渡価額を変更するものとする。

第3条(許可等の手続き)

本事業譲渡につき、権利移転行為又は権利対抗要件として、許可申請等の諸手続きを要す
るものについては、甲及び乙が、協力してこれを行うものとする。

第4条(善管注意義務)

甲は、本事業に関し、本契約締結日から引継日までの間、善良なる管理者の注意をもって業
務の執行及び財産の管理運営を行うものとする。また、甲は、乙の事前の同意を得ずして、次の
各号に掲げる行為、その他本事業の経営内容に変更を生ぜしめる行為を行ってはならず、か

つ、本日現在、当該行為を行っていないことを保証する。

- 一 資産の譲渡、処分、賃貸借
- 二 新たな借入の実行その他の債務負担行為(保証、担保設定行為を含みこれに限らない。)
- 三 新たな設備投資
- 四 契約の締結又は解約、解除
- 五 従業員の新規採用又は解雇
- 六 前各号の他、日常業務に属さない事項

第5条(甲の表明及び保証)

甲は、乙に対し本契約締結日及び引継日において、以下の事項を表明し保証する。

- 一 甲による本契約の締結及びその履行は、甲の目的の範囲内の行為であり、甲は、本契約の締結及び履行につき、法令及び定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続きを完了している。
- 二 甲は、本契約の締結及び履行に係る株主総会議事録の写しを、本契約締結と同時に乙に交付する。
- 三 本契約は、その締結により、甲の適法、有効かつ拘束力を有する義務を構成し、甲において各条項に従い執行可能なものである。
- 四 甲による本契約の締結及び履行はいかなる法令にも違反するものでなく、甲が拘束されるいかなる契約の条項にも違反せず、又はその債務不履行を構成することとなるものではなく、かつ、甲に適用される裁判所又は政府機関の判決又は命令等に違反するものではない。
- 五 甲は、本事業のすべてを単独で保有している。本事業には、いかなる担保権、譲渡の約束、譲渡の禁止その他いかなる制限又は負担もついておらず、甲は、乙に対して本事業を譲渡する権限を有している。また、甲は、引継日までに本事業に担保権を設定する意向を有さず、かつ、乙以外の第三者との間でかかる約定を行っていない。
- 六 本契約、本事業譲渡に悪影響を与えるおそれのある係属中の訴訟、調停、仲裁その他の司法手続き又は行政手続きは存在しない。
- 七 本事業譲渡に係る譲渡資産について、瑕疵及び担保権等の負担は存在しない。
- 八 本事業譲渡に関する減価償却資産、損益計算書が、日本における公正な企業会計原則に従って作成されており、かつ、平成××年××月××日現在の××××の財産及び平成××年××月××日現在の損益の状況を公正かつ正確に表示しており、また財務諸表に明示されていない債務、保証その他が一切存しない。
- 九 本事業において、甲及び××××から乙に対して提出された資料及び説明に虚偽の事実はない。
- 十 甲及び××××が本件譲渡に際して乙に対して開示した情報は、すべて真実に合致している。
- 十一 甲は、本事業譲渡及び第1条第3項所定の「店舗賃貸借契約」上の地位の譲渡につき、株式会社□□××の承諾を得ている。

第6条(乙の履行の前提条件)

本契約に基づいて、本事業を譲り受け、本件譲渡価額を支払う乙の義務は、本契約締結日に

において第4条に定める義務が甲においてすべて履行されていること、第5条に定める甲の表明及び保証に誤り及び違反がないことを条件とする。ただし、乙は、その任意の裁量により、当該条件の未成就を主張する権利を放棄することができる。

第7条(公租公課)

本事業に関する公租公課は、引継日の前日までの分は甲が負担し、引継日以降の分は乙が負担する。

第8条(損害賠償)

本契約締結後1年以内に第4条に定める義務の不履行、あるいは第5条に定める表明及び保証の事実と異なる事実又は違反行為が発見された場合、乙は甲に対し、これによって被った損害の賠償を請求し、甲は、乙に生じた損害(当該損害に対し補償を求める乙が損害を回復するために必要とした弁護士費用その他の争訟関連費用を含むが、これに限られない。)の全額を直ちに賠償するものとする。

第9条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

第10条(裁判管轄)

本契約に関するあらゆる紛争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとする。

第11条(協議条項)

本契約に定めのない事項について甲乙間に問題が生じた場合、又は本契約の内容の解釈につき甲乙間に相違が出た場合は、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、その解決を図るものとする。

本契約成立の証しとして、本契約書2通を作成し、甲及び乙がこれに記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲:

株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇

乙:

株式会社△△△△
代表取締役△△△△

sample

【 財 産 目 録 】

設置場所	資産の名称	数量
応接室	テーブル	1
設置場所	資産の名称	数量
業務室	机	12